# 南区広報担当キャラクター「ため蔵くん」着ぐるみ使用要領

(目的)

第1条 この要領は、南区広報担当キャラクター「ため蔵くん」着ぐるみ(以下、「着ぐるみ」という。)の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## (申請)

第2条 着ぐるみを使用するもの(以下「使用者」という。)は、「ため蔵くん」着ぐるみ使用申込書(様式第1号)(以下「使用申込書」という。)を福岡市南区長(以下「区長」という。)に提出し、その承認を得なければならない。

なお、上記使用申し込みは、南区ホームページから行う電子申請にて代えられるものとする。

### (使用の承認)

第3条 区長は、使用申し込みがあったときは速やかに当該申込書の内容を審査し、使用者に対し「ため蔵くん」着ぐるみ使用承認書(様式第2号)または「ため蔵くん」着ぐるみ使用不承認書(様式第3号)の通知を行うものとする。

#### (使用承認の範囲)

- 第4条 区長は、使用申込書の提出があったときは、その内容が次に掲げる各号のいずれか に該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。
  - (1) 南区の信用や品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
  - (2) 法令および公序良俗に反し、または反するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与える、または与える恐れがあるとき。
  - (4) 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、南区のPRをするとき及び南区の振興に寄与する場合等、区長が認める場合は、この限りではない。
  - (5) 着ぐるみを正しい使用方法で使用せず、または使用しないおそれがあると認められるとき。
  - (6) その他、区長が着ぐるみの貸出を不適当と認めるとき。

## (使用等)

- 第5条 使用者は、原則として着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- 2 使用に伴う着ぐるみの搬入及び搬出は、使用者が行うものとする。

- 3 使用料は無料とする。
- 4 使用期間は、原則として7日以内とする。
- 5 使用申し込みについては、南区役所所管課は使用開始日の6か月前から、その他は使用 開始日の3か月前からとする。

## (遵守事項等)

- 第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、または転貸してはならない。
  - (2) 使用申込書の記載どおりに使用すること。
  - (3) 使用期間を遵守すること。
  - (4) 別紙「ため蔵くん」着ぐるみ取扱説明書を遵守すること。
  - (5) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

### (使用承認の取消し)

- 第7条 区長は、使用者が前条の定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要領 に違反したときは、その使用の承認を取り消すことができる。この場合において、区長は 使用者に対し「ため蔵くん」着ぐるみ使用承認取消書(様式第4号)の通知を行うものと する。
- 2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じても、区長はその補償の責めを負わない。

### (原状復帰)

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、その理由の如何に関係なく、使用者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

#### (責任の制限)

第9条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害 に対して、区長は一切その責めを負わない。

## 附則

- この要領は、平成28年11月1日から施行する。
- この要領は、令和4年11月9日から施行する。